（一）道路の種類　一般国道
（二）路線名　五号
（三）道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
東札幌北三東区北三条北三三条東一丁目七番一地先から同市北三東一丁目七五三番八六地先までの区間	後前	三三一・〇メートル　六八・〇メートル　九〇・〇メートル　四三・〇メートル　三七・〇メートル　四四五・〇メートル	〇・〇キロメートル　〇・〇キロメートル　七七七・〇メートル　九九九・〇メートル

（四）図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道二百二十九号	北海道余市郡余市町大川町一丁目三番一〇号から同町白岩町一番七号まで（ただし、関係図に表示する部分を除く。）	開発建設部及び同局小樽開発建設部
〃	北海道余市郡余市町大川町一丁目三番一〇号から同町白岩町一番七号まで（ただし、関係図に表示する部分を除く。）	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道古宇郡神恵内村大字珊内字珊内地内一番地から同村大字珊内字珊内地内一番地先まで（ただし、関係図に表示する部分を除く。）	北海道開発局及び同局函館開発建設部
一般国道二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字大岩四二番一四から同町字鹿部二九番一二まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年七月三十一日

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日　北海道開発局長　関　克己

路線名	区間	敷地の幅員	延長
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道函館市七飯町大字大中山字峠下一番一から同町字藤城一番一まで	最大　一二三・〇メートル　最小　九三・〇メートル	一・六七六キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜区検察庁検察官
平成21年検第6734号窃盗被疑事件（平成21年領第1772号）　1. 手提げバッグ１個。2. 財布１個。3. 小銭入れ１個。4. 外国通貨（大韓民国紙幣１枚、バングラデシュ人民共和国紙幣３枚、アメリカ合衆国通紙幣１枚）。5. 現金34,561円。6. 名刺１枚。7. 国際電話プリペイドカード１枚。8. 会員カード１枚。9. メモ紙２枚。10. 検針票１枚。11. ビニール袋１枚

横須賀区検察庁検察官
平成21年検第233号窃盗被告事件（平成21年領第198号）　1. 現金15,100円。2. 指輪１個。3. ネックレス５本。4. 小物入れ１個

川口区検察庁検察官
平成21年検第217号窃盗被疑事件（平成21年領第63号）　1. 工具箱３箱。2. 洗車用具１式。3. バスタオル２枚。4. 手提げバッグ１個。5. ナップサック２個。6. カップメン10個。7. 懐中電灯１個。8. ＭＤカセット２枚。9. バール２本。10. 図面ケース１本。11. キーシリンダー４個。12. ブラジャー１枚。13. パンティー１枚。14. バッグ１個。15. 手帳１冊。16. フロッピーディスク７枚。17. ＣＤ－Ｒ６枚。18. セカンドバッグ１個。19. 花札１式。20. 電子計算機１台。21. レーダー探知機１台。22. 乾電池27個。23. キーホルダー１個。24. 靴２足。25. ノースリーブシャツ１着。26. 半ズボン１着。27. パーカー１着。28. カーディガン１着。29. Ｔシャツ１着。30. サンシェード３枚。31. ポーチ１個。32. 灰皿１個。33. 箱ティッシュ１箱。34. 孫の手１本。35. 金槌１本。36. 箱様のもの１個。37. ガラスレンズ用クリーナー１個。38. サングラス１個。39. ライト１個。40. はさみ１挺。41. カメラフィルム３本。42. クロスフィルター２個。43. エアブラシ１本。44. ブラシ２本。45. ビニール袋１袋。46. ショルダーバッグ１個。47. プレート１枚。48. 帽子１個。49. 工具類１式。50. 宝くじ４枚。51. ペンライト２本。52. くし１本。53. ヘアジェル１本。54. キーケース１個。55. ウエストバッグ１個。56. 小銭入れ１個。57. 鍵29個。58. 手袋１双。59. たばこ７箱。60. 金属片２枚。61. 洗車カード３枚。62. 財布１個。63. かみそり１本。64. カードケース１個。65. 洗面道具１式。66. ナンバープレートカバー１枚。67. シリンダー蓋様のもの１個。68. 現金1,062円。69. カメラ３台

千葉地方検察庁松戸支部検察官
平成19年検第408号住居侵入、窃盗被疑事件（平成19年領第443号）　1. バッグ３個。2. レンズ拭き１個。3. デジタルカメラ１台。4. イヤホン１本。5. ペンライト１本。6. コイン１枚。7. レンズクリーナー１本。8. ライター１個。9. 紙片１塊。10. インドネシア共和国通貨1,800ルピア。11. タイ王国通貨600バーツ。12. アメリカ合衆国通貨１ドル50セントと１ダイム。13. 腕時計６個。14. カード１枚。15. ブレスレット１本。16. ネックレス１本。17. 財布１個。18. 手帳カバー１個。19. サングラス２個。20. 香水２個

平成19年検第245号住居侵入、窃盗被疑事件（平成19年領第502号）　1. 針金４本。2. ガラス切り１本。3. カッターナイフ１本。4. ガスボンベ１本。5. ガスボンベ用アダプター１個。6. ガスバーナー２本。7. ドライバー３本。8. 霧吹き１個。9. ペンケース１個。10. 手袋２双。11. 軍手１枚。12. ガム１個。13. ボールペン１本。14. マグライト１本。15. 現金１円。16. 電池５個。17. 指輪４個。18. ペンダントトップ１個。19. バール２本。20. ピック４本。21. サムターン回し３本。22. バッグ１個

水戸地方検察庁土浦支部検察官
平成21年検第2827号銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件（平成21年領第256号）　1. 日本刀１振

京都地方検察庁検察官
平成19年検第2023号常習賭博被告事件（平成19年領第1309号）　1. 配当金領収証等３枚。2. 通知書１通。3. 再投資報告書１通。4. パソコン（Gateway製）１台。5. メモ紙８枚と１束。6. ファイル１冊。7. 取引明細書１枚。8. 封筒１通。9. 振込カード２枚。10. 名刺１束。11. 証券会社発行のカード４枚。12. 銀行発行の会員カード１枚「以上受還付人金祐三」

平成19年検第2709・2710号建造物侵入被告事件（平成19年領第1538号）　1. 手提げバッグ２個。2. ポーチ１個。3. 財布２個。4. キーケース４個。5. 使い捨てコンタクトレンズ８個。6. 小物入れ１個

平成20年検第3801号詐欺幇助被告事件（平成20年領第1198号）　1. 腕時計１個。2. サングラス１個

平成20年検第3637～3639号常習賭博被告事件（平成20年領第1472号）　1. 現金295,625円。2. 茶色封筒２枚。3. ビニールケース１袋。4. 売上げカード７束と１枚。5. サービス券１束と２塊。6. 日計表２枚と１束。7. 計算メモ２枚。8. 高配当表１枚。9. 回転数表示メモ１束。10. 顧客名簿１冊。11. カメラ１台。12. 遊技機説明書５組。13. 売上表２束。14. 請求書１通。15. 名刺８枚。16. メモ紙４枚と１束。17. シフト表等６枚。18. 島表１枚。19. 最終ゲーム数一覧表２枚。20. チラシ１束。21. 回胴式遊技機１台。22. 打ち込み機１台。23. 基盤１個。24. コード２本。25. 鍵４束と１袋と４個。26. 特別優待リベンジ券１束。27. 統計表５枚と１束。28. 手順メモ７枚